

## 東京都立産業貿易センター台東館飲料自動販売機設置に関する仕様書

東京都立産業貿易センター台東館

### 1. 業務の概要

#### (1) 件名

東京都立産業貿易センター台東館館内飲料自動販売機設置

#### (2) 内容

東京都立産業貿易センター台東館内における飲料自動販売機（以下「自販機」という）について、飲料自動販売機設置仕様書に基づき設置、運営する業務。

#### (3) 趣旨

都立産業貿易センター台東館には、年間約 40 万人が来場し、出展企業と商談し、展示物を見学し、販売品を購入した文化教養物を見て時間を過ごしている。その展示会場は 1 フロアー約 1,400 m<sup>2</sup>と都心にしては広く、会場内を歩いて回る際には、水分補給や休憩を必要とすることは容易に想像できる。その目的を満たすためには飲料の自販機を設置することは強く求められるところである。

#### (4) 設置場所、台数

##### ① 2 階会議室前

飲料購入時の落下音が会議中邪魔になる為、紙パックの飲料自販機 1 台を設置する。

##### ② 3 階、ビジネスラウンジに 2 台設置する。ビジネスラウンジとは、展示会主催者又は出展者が休憩するための場所である。

##### ③ 4 階から 7 階までに各 1 台を設置する。エレベーターホール内に設置する。

##### ④ 荷扱い場（2 階裏）に 1 台設置する。これは主に装飾業者向けである。

##### ⑤ 以上①、②及び 4 階の 4 台を第 1 エリア、5 階から 7 階の 3 台を第 2 エリアと称し、各エリアに各 1 者ずつの事業者が自販機を設置する。

#### (5) 契約期間

平成 27 年 4 月 12 日から平成 28 年 3 月 31 日。平成 28 年からの契約に関しては、新たな指定管理者と協議して決慶する。

### 2. 費用負担

#### (1) 設置場所の使用料

無料とする。

#### (2) 光熱水費

自販機設置時に電気使用量の計測専用個別メーターを、自販機業者の負担で設置し、

その計測結果に基づき算出された電気使用料を、自販機設置業者が負担する。

(3) 以下の費用は自販機設置業者が負担する。

- ①費用の振込手数料
- ②搬入、機器備え付け費用及び搬入に伴う電気工事費用
- ③契約終了時の自販機撤去に伴う費用及び原状回復費用
- ④自販機に併設する回収容器等の設置、修理及び更新等の費用
- ⑤商品補充、廃棄遺物回収運搬に関する全ての費用

### 3. 販売商品

(1) 商品構成

- ①自販機の商品構成は、設置場所の特性や季節等も踏まえ、常に来場者のニーズにこたえるべく対応するものとし、多品種、多品目により構成すること。

(2) 売上手数料

売上手数料は発生させない。

(3) 商品補充、衛生管理

- ①商品が品切れになった時は、速やかに補充すること。特に人気商品の補充が追いつかないことがないように注意する。
- ②催事の状況、入場者数の予測に基づいて、事前に品切れが発生しないように十分配慮する。
- ③衛生管理については、関係法令等を遵守するものとします。
- ④賞味期限切れ（特に紙パック商品）に注意し、賞味期限切れとなった商品は直ちに販売を中止し、破棄処分するものとします。

### 4. 自販機及び回収容器

(1) 自販機

①種類

給排水設備を必要とする自販機及び販売商品は設置できない。

②環境対策

原則としてノンフロン対応機、ヒートポンプ機を採用することとし、そのほかにも省エネに努める事。

③台東館が東京都の一時帰宅困難者避難場所に指定されていることから、原則「災害対応ベンダー」（館の判断で無料配布ができる自販機）とすること。

④スイカ、パスモ等非接触型磁気カードでの支払いが可能な機種が望ましい。

(2) 回収容器

①回収容器は、自販機1台につき1個以上の割合で設置すること。

②1階北側に設置する「喫煙所」、3階に設置する「喫煙所」に設置することある回収

容器内の廃棄物回収にも協力すること。

③デザイン

自販機及び回収容器は、周辺環境と調和したデザイン、色とし、台東館と協議の上決定する。

5. 廃棄物の改修運搬処理

自販機に併設した回収容器の廃棄物については、原則として、設置事業者の責任において処理するものとし、処理に当たっては、法律又は条令の規程に従って、適切なリサイクル処理を実施するものとし、設置事業者が設置した自販機において販売した商品以外の廃棄物が混入していた場合にも、同様の処理をすること。

また回収頻度については、回収容器から廃棄物があふれないように十分配慮するとともに、周辺の環境美化に努めること。

6. 管理運営上の遵守事項

(1) 設置

①自販機の設置に当たっては、日本工業規格（JIS）及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。

②電気使用量計測専用の個別メーターを設置業者の負担で設置すること。

(2) 運営管理

①設置業者は、自販機の設置、管理、運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務）を行い、商品の補充、売上金の回収、つり銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行うこととします。

②食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。

③自販機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、設置業者の負担とします。なお新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事より前に台東館の承認を受けることとし、工事は、電気関係法令を遵守して施行することとします。

④販売商品の搬入、廃棄物の排出等行う時間及び経路については、台東館の指示に従うこととします。

⑤自販機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自販機本体に、販売管理会社の名称及び故障等に連絡先を明記することとする。

⑥自販機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

⑦契約期間満了又は契約解除により自販機を撤去した場合には、アンカー切断後、切断面をパテ補修することを最低限の条件とする。

7. 賠償責任について

販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、自販機に起因する事故による台東館職員及び第三者への賠償は設置事業者の責任においてすべて行うものとする。

8. その他

乙は事業収益の一部を地域の中小企業振興を目的として、寄付を実施するものとする。寄付先及び金額に関しては乙の社内規定等に準じて乙の判断で行うものとする。その他本仕様書について定めのない事項については、台東館と協議の上決定する。